

令和5年度

学校教育 指導の重点



理念(京丹後市教育大綱)

子どもたちは誰もがそれぞれ、かけがえのない至宝の存在であり、
すべての子どもたち一人ひとりの無限の可能性を豊かに引き出す。
子どもたちそれぞれが、心豊かに未来を開拓し、個々人の幸福な
人生形成を生涯にわたって発展させゆく教育を実現する。

理念達成に向けた4つの柱

1の柱

自ら新しい価値を
創造し未来を切り拓く、
令和の時代の創造的な
教育の構築

2の柱

心豊かに支え合い、
生き抜く力を育み、
誰ひとり置き去りにされない
社会と教育の実現

3の柱

ふるさとへの愛着・
誇りの育成と
これを基礎とする地域づくり

4の柱

教育界と産業界の
包括的・一体的な
教育環境の構築

目指す教育(京丹後市教育振興計画)

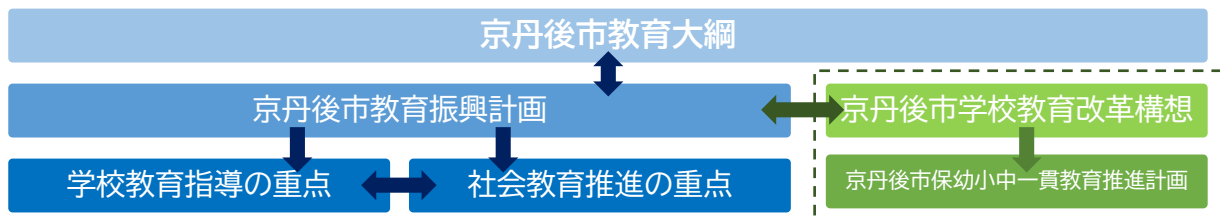
心豊かにたくましく 幸福な未来を切り拓く力を育む教育

ふるさとへの愛着と誇りを持ち 新しい価値を創りだす力を育む教育

目指す子ども像(学校教育改革構想)

将来に夢と希望をもって生き生きと学ぶことのできる子ども

京丹後市の学校教育



京都府教育委員会の「第2期京都府振興プラン」と連携しながら、京丹後市教育大綱及び京丹後市教育振興計画に基づく就学前から中学校卒業までの一貫教育を柱とした学校教育改革により、子どもたちの「社会を生き抜く力」を育みます。

第2期京都府教育振興プラン

めまぐるしく変化していく社会において、変化を前向きにとらえて主体的に行動し、よりよい社会と幸福な人生を創り出せる人

主体的に学び考える力

はぐくみたい力

多様な人とつながる力

新たな価値を生み出す力

まなび教育推進プラン

- 学校・家庭・地域の連携協力
- 京都市式少数教育の推進
- 校種間の連携の充実により、
小1プロブレム、中1ギャップを解決
○小・中学校区の地域を巻き込み、
共に連携・ネットワーク化を推進

京丹後市の目指す子ども像

将来に夢と希望をもって生き生きと学ぶことのできる子ども

基礎・基本を確実に身に付け、
確かな学力をもった子ども

規範意識を持ち、豊かな
人間関係を築く子ども

自分を高め続ける、たくましい
心と体に満ちた子ども

包み込まれて
いるという感覚
自己肯定感

京丹後市の学校教育改革構想

- 就学前から中学校卒業までを一体的に捉えた一貫性・系統性のある教育を推進
【保幼小中の縦の連携】
- 学校・園と保護者、地域、住民相互など、多様な連携で幼児児童生徒を育成
【学校園・家庭・地域の横の連携】

京丹後市の学校教育改革構想 子どもたちの育ちと指導の一貫性をめざして

京丹後市学校適正配置基本計画

京丹後市保育所再編等推進計画



保幼小中の
縦の連携

○就学前から中学校卒業までの
10年間にわたる一貫した
子育て支援と教育の実現

保幼小中一貫教育推進基本計画(令和5年度版)
保幼小中一貫教育推進の手引き(令和4年度版)
保幼小中一貫教育モデルカリキュラム

学校園所・家庭・地域
の横の連携

学校運営協議会の充実

- 地域で子どもの育ちを見守りはぐくむ環境づくり
- 学校園所の教育・保育への保護者・地域の積極的な支援

目次

○ はじめに 1

10年間を見通した保幼小中一貫教育の推進

学校教育改革の推進による社会を生き抜く力の育成

社会を生き抜く力の育成

～確かな学力を育む教育の推進～

- 1 学習指導 <重点2-1> ...2
- 2 へき地・小規模校教育 ...2
- 3 グローバル人材育成 ...2
- 4 丹後学 <重点6-1> ...3
- 5 キャリア教育 <重点2-2> ...3
- 6 環境教育 <重点2-4> ...3
- 7 文化芸術活動 <重点6-2> ...4

～豊かな人間性・社会性を育む教育の推進～

- 1 生徒指導 <重点4-1> ...4
- 2 道徳教育 <重点4-2> ...4
- 3 人権教育 <重点5-1> ...5

～たくましく健やかな体を育む教育の推進～

- 1 体育・スポーツ活動 <重点7-1> ...5
- 2 健康安全教育 <重点7-2> ...6

～子どもを健やかに育む教育環境の充実～

- 1 特別支援教育 <重点3-1> ...6
- 2 危機管理の徹底 <重点3-2・3> ...6
- 3 教職員が子どもと向き合える環境づくりの推進 ...7

～就学前の子どもの教育・保育環境の充実～

- 1 就学前教育全般 <重点1-1> ...7

～ 教職員の使命と責任(使命と責任・教職員研修・働き方改革) ～ ...8

本年度の学校教育指導の重点の作成にあたって

- 1 令和4年に策定された「京丹後市教育大綱の柱」「京丹後市教育振興計画(令和2年度改定版)の重点」との整合性を図り作成している。ただし、3つの視点を、カリキュラム・マネジメントにより、一体的に育んでいくことを目指しているため、**重点1**から**重点7**までの順による記載とはしていない。
- 2 本年度重視して指導する内容について焦点化したため、太字(下線)は使用していない。
- 3 指導の重点を学校経営に積極的に反映させるため、令和5年度「学校教育指導の重点 推進上の留意点」を作成し、本文書の中での略称についても説明をしている。
- 4 デジタル版では、緑色で表示した資料にリンクするようにしている。

はじめに

京丹後市の学校教育は、京丹後市教育大綱（令和4年7月策定）、京丹後市教育振興計画に基づき、本市の将来像「ひと みず みどり 市民総参加で飛躍するまち 北近畿新時代へ和のちから輝く 京丹後」の実現に向けて、心豊かにたくましく幸福な未来を切り拓く力と、ふるさとへの愛着と誇りをもち新しい価値を創りだす力を育む 教育を目指していく。

本市では、学校再配置の取組みを契機として平成24年11月「～京丹後市の学校教育改革構想～ 子どもたちの育ちと指導の一貫性をめざして」を示し、10年間を見通した幼保連携型認定こども園（以下「こども園」という。）・保育所から小中学校までの保幼小中一貫教育を推進することで、子どもたちに豊かな心と確かな学力を身に付けさせ、「生きる力」の育成を図ってきた。8年目にあたり「一貫教育の充実」から「教育内容の充実」へと質的転換を図り、国が示す「次期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方」も視野に入れ、将来にわたって力強く社会を生き抜く力を育てていく。

そのためにも、教職員の働き方改革を進め、教師が自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職員人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにする。校園所長をはじめとするすべての教職員一人ひとりが、教育・保育改革の推進者であるとの自覚のもとに、高い人権意識をもち、日々の教育・保育活動を主体的・組織的に推進し、市民の信託と期待に応えるため、総力をあげなければならない。

[京丹後市の学校教育改革構想\(概要\)](#)

視点 10年間を見通した保幼小中一貫教育の推進

「京丹後市保幼小中一貫教育推進基本計画」及び「保幼小中一貫教育推進の手引き」に基づき、10年間を0期・Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期とした教育・保育課程を編成し、学校園所の伝統や校風を大切に、学校運営協議会を核とした地域とともにある学校園所づくりを進め、着実な実践と評価を積み重ねていく。

学校教育改革の推進による社会を生き抜く力の育成

Society 5.0 時代が到来するこれからの社会は、どのような職業や人生を選択するに関わらず、変化を前向きに受け止め、自分たちの社会や人生、生活を人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにしたリ、現在では思いもつかない新しい未来の姿を想像したり実現したりする力などが必要だと言える。

本市では、こうした力を「社会を生き抜く力」とし、「確かな学力」「豊かな人間性・社会性」「たくましく健やかな体」の3つの視点から育成を図っていききたい。そのために、教職員は使命と責任を自覚し、子どもを健やかに育む 教育環境と就学前の子どもの教育・保育環境の充実に努める。

令和5年度は、以下の3点について重点化して取り組んでいく。

- (1) 「確かな学力」を育成する「主体的・対話的で深い学び」の実現
- (2) 不登校の未然防止と個に応じた支援による状況改善
- (3) グローバルな視野をもち、地域や社会とのつながり国際的なつながりをもつことができる力の育成

1 学習指導

生きて働く「知識・技能」を習得させ、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」を育むとともに、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」を養う。

- (1) 全国学力・学習状況調査、京都府学力・学習状況調査～学びのパスポート～等の結果から児童生徒の学力・学習状況を細かく分析・把握し、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を継続的に行い学力の充実・向上を図る。
- (2) ICTを効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。 [「目指す子ども像の実現に向けた学びのイメージ」\(市教委\)](#)
- (3) 単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して授業づくりを行い、「指導と評価の一体化」を図る。(「指導に生かす評価」と「記録に残す評価」を計画的に行う)
- (4) 教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくりを行う。(自己存在感の感受、共感的な人間関係、自己決定の場、安全・安心な「居場所づくり」) [「生徒指導提要」令和4年12月\(文部科学省\)](#)
- (5) 総合的な学習の時間では、「丹後学」の内容も含む指導計画を作成し、課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現の一連の学習活動が問題解決に向けて発展的に繰り返される探究的な学習を充実させる。
- (6) 児童生徒の発達段階に応じて、学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力(情報モラルを含む。)を育成する。
- (7) 読書活動を教育活動の中に適切に位置付け、学校図書館等を効果的に活用し、読書意欲の向上や読書習慣の形成に努める。
- (8) タブレットの持ち帰り学習を効果的に進め、自主的・自発的な学習の習慣化につなげる。(ミライシード、ELSA Speak、各種アプリ等の活用)

2 へき地・小規模校教育

へき地・小規模校の特性を生かした多様な教育活動を推進し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させる。

- (1) 各学校の教育課題に応じた創意ある教育活動を展開し、校内の異年齢集団活動や合同授業、ICTを活用した遠隔授業など多様な交流を組織的・計画的に促進する。
- (2) へき地・小規模校が直面している教育課題の解決のため、家庭や地域との連携を一層深める。

3 グローバル人材育成

京丹後市や我が国の歴史や文化、伝統などに対する理解を深め、国際的視野に立ち、人権尊重の精神を基盤にして異なる文化をもった人々と共に生きていく資質・能力を育成する。

[「グローバル人材を育てるために」](#)

- (1) 異文化体験や国際交流を通じて、多様な価値に触れる機会を確保し、広い視野をもち地域や社会の

発展に貢献する人材を育成する。

- (2) 相手の立場を尊重しつつ、自分の思いや考えを自信をもって表現できるコミュニケーション能力の育成を図る。特に、その基盤として外国語教育を充実させ、児童生徒の英語運用能力を高める。
- (3) 問題解決的な学習や教科横断的な学習(STEAM 教育につながる学習を含む)を取り入れ、ものごとくに柔軟に対処する力や新しい価値を創造する力を育成する。
- (4) グローバル化が進展する中で、我が国の国旗と国歌の意義を理解し、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌についても同様に尊重する態度を育てる。

4 丹後学

本市の保幼小中一貫教育の大きな特色であり、また、地域からの期待も高い「丹後学」が、児童生徒の主体的な活動をとおして、知識・技能面の高まりや内面的な広がり・深まりが生み出されるものとなるよう、各学園・学校で創意工夫ある実践・研究を積み上げる。また、その際には、各学園・学校の児童生徒実態や重点目標、地域の特色に応じるとともに、社会情勢の変化や学習指導要領に対応するために改訂を行った「丹後学モデルカリキュラム(令和5・6年度活用版)」に沿うこととする。

[「丹後学モデルカリキュラム\(令和5・6年度活用版\)」](#)

[「京丹後市文化財保存活用地域計画」](#)

- (1) 「丹後学」は、地域の「人・環境・文化・産業」をテーマ・課題とした探究的な学習活動とし、「総合的な学習の時間」に含まれる学習活動として計画・実施する。
- (2) 今回の改訂で焦点化された「丹後学」の2つのねらいと各期の指導目標を最大限意識し、単元・授業の構想・実施・評価を行う。
- (3) 「丹後学」が、児童生徒個々の「地域や自分の生き方に対する思い・考え」を深める学習となるよう、その活動は、地域を学びのフィールドとした、児童生徒が主体的・体験的に地域の諸課題の追究・解決を目指す「探究的な学習」を中心に構成する。
- (4) 「保幼小中一貫教育」の枠組み・系統性を最大限意識・活用し、幼児期の「遊び」とおした総合的な学びや小学校「生活科」の学びからの連続的な学びを構築することで、「丹後学」の充実を図る。
- (5) 地域素材というローカルなテーマに、「SDGs」というグローバルな視点を重ねることで、学びの質的な向上を図る。また、設定したテーマ・課題や児童生徒の探究・課題解決の方向性・内容によっては、「環境教育」「キャリア教育」「国際理解教育」「文化芸術活動」などに関連付け、それぞれの学習効果の向上を図る。

5 キャリア教育

学ぶことと自己の将来とのつながりを見通した指導や活動を基盤として、夢や希望、将来への展望を育む。自らの役割や働くこと、生き方についての理解や意識を高め、自らの進路を主体的に切り拓く能力や態度を育成する。こうした教育活動に取り組んだ際には、「キャリア・パスポート」にその学びの記録を蓄積する。

6 環境教育

教科等横断的な視点を取り入れた身近な環境や環境問題に関する計画的・系統的な学びをとおして、人間と環境との関わりについての理解を深めるとともに、循環型社会の構築に向け、主体的に環境に働きかける実践的態度や能力を育成する。

7 文化芸術活動

文化芸術に関する学習や取組みを教育活動の中に適切に位置付け、幼児児童生徒が多様な文化芸術に触れたり、個性を生かし主体的・体験的に活動したりする機会を作ることによって、豊かな情操を育むとともに、創造性や表現力、鑑賞能力の伸長を図る。また、その際には、地域や関係諸団体等との連携を図り、地域に根差した伝統文化・質の高い芸術に触れられるようにする。

[「京丹後市文化芸術振興計画」](#)

豊かな人間性・社会性を育む教育の推進

1 生徒指導

一人ひとりの個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることにより自己指導能力の育成を図る。その際には、教育活動全体を通し、自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安心・安全な風土の醸成の4つの視点を意識した実践を行う。

[「生徒指導提要」令和4年12月\(文部科学省\)](#)

- (1) 全ての幼児児童生徒が安全・安心な「居場所づくり」や「絆づくり」に努めるなど、発達支持的生徒指導を重視する。
 - (2) 不登校やいじめは、どの児童生徒にも起こりうるものととらえ、未然防止に重点を置くとともに、SC、SSW等専門的な意見を取り入れてアセスメントし、個別の状況に応じた支援を組織的・継続的に行う。なお、不登校については、一人ひとりの状況やニーズに応じ、ICTを活用した支援等も含め、児童生徒の将来の社会的自立に向けた個別の支援を推進する。
- [不登校児童生徒に対するICT等を活用した支援について\(市教委通知\)](#)
- (3) 学習におけるつまづきや遅れなどが問題行動や不登校(傾向)の要因となり得ることを踏まえ、分かりやすく魅力ある授業を工夫し、学習意欲を育てる。
 - (4) 情報通信ネットワークに関わる諸問題については、見えないところで起こっていることを意識し、実態把握に努めるとともに早期の適切な対応を図る。
 - (5) 学校園所や社会のきまり・ルールやモラルについて、「話し合い活動」を取り入れた主体的な活動をとおして、自ら考え、理解し、行動に移す能力を育成する。
 - (6) 家庭・地域と連携し、学校園所外の諸活動への参加を促すとともに、幼児児童生徒を取り巻く環境の浄化や健全な文化の育成に努める。

2 道徳教育

自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育を推進する。(以下、道徳科

とする。)

- (1) 道徳科の授業では、答えが一つではない道徳的な課題を一人ひとりの児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道徳」へ質的転換を図る。
- (2) 道徳科の評価に当たっては、特に、学習活動において児童生徒が道徳的価値やそれらに関わる諸事象について、自律的に思考し議論する中で他者の考え方に触れ、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視する。
- (3) 道徳科の授業公開や通信等により、道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表し、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得るなど、家庭や地域との共通理解を深め、相互の連携を図る。

3 人権教育

あらゆる教育・保育活動の中に人権教育の視点を適切に位置付け、同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、一人ひとりを大切にされた教育・保育の推進を図る。その際、学校・園所や地域の実態・課題の状況などを十分に把握して人権教育推進計画を策定し、すべての幼児児童生徒が個性の違いや多様性を認め合い、自らの能力を最大限に発揮することができる教育の実現を目指す。

- (1) 「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次:改定版)」を踏まえ策定した人権教育推進計画の運用にあたっては、校園所長主導で全校園所の推進体制を充実させつつ、日常的な実践の点検・評価・改善をととして人権教育の質・効果の向上に努める。
- (2) 一人ひとりの課題とその背景・要因の分析に基づいた個に応じたきめ細かな指導を行うことで、基礎学力の定着を図り、希望進路の実現を目指す。
- (3) 人権学習資料集等を活用し、普遍的な視点と個別的な視点からのアプローチにより、児童生徒の生活実態や同和問題をはじめとする様々な人権に関わる社会的な課題に即した人権学習(いじめ・インターネット上での人権侵害・ジェンダー平等や LGBTQ・感染症等)を体系的・計画的に実施する。その際、校内研究会や隣接学年等で授業を見合うなどをととして、人権学習の工夫改善を図る。
- (4) 職場人権研修主任を中心に教職員人権研修ハンドブックや人権意識アンケート(本市R3実施)結果等を活用した研修を確実に実施し、教職員の人権意識の高揚を図る。

たくましく健やかな体を育む教育の推進

1 体育・スポーツ活動

体育・スポーツ活動をととして健全な心身の発達を促し、体力・運動能力及び競技力の向上を図るとともに、発達段階に応じた運動習慣の確立を目指すなど、生涯を通じて運動やスポーツに親しむ態度を育成する。

- (1) 新体力テスト(全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果等)を活用して、児童生徒の体力・運動能力、運動習慣の実態や課題を的確に把握・分析し、小中学校において一貫した体育指導と体力向上の

取組みの充実を図る。

- (2) 競技スポーツの充実と振興のため、体育的行事・体育系クラブ・運動部活動の充実と指導方法の工夫改善を図る。技術的な指導や援助等について、部活動指導員及び外部指導者、地域学校協働本部事業(ボランティア)を積極的に活用する。

2 健康安全教育

生涯にわたり幼児児童生徒が自他の生命を大切に、健康かつ安全で活力ある生活を営む基盤を作るため、学校園所は健康安全教育の指導計画を整備し、関係諸機関と連携しながら教育活動全体を通じて組織的・計画的に推進する。

- (1) 健康教育においては、心身の健やかな成長とその基盤となる生活習慣(衛生管理・食育、メディアコントロール、薬物乱用防止を含む)に関する正しい知識理解と実践的な態度の育成に向け、その指導・取組みの充実を図る。
- (2) 安全教育については、交通安全や事件・事故の防止に関する指導、自然災害に関する防災・減災についての指導の充実を図るとともに、学校園所内の環境整備及び家庭や地域と連携した支援体制整備に努める。

子どもを健やかに育む教育環境の充実

1 特別支援教育

特別支援教育に関わる国の方向性及び近年の支援を要する幼児児童生徒の割合増加等の状況を踏まえ、各学園・学校園所においては、特別支援教育と理解教育の充実、その土台となる特別支援教育に関する全教職員の資質・能力の向上を図る取組みをより一層推進する。また、その際には、「障害のある子供の教育支援の手引」「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)」に示された内容に沿うとともに、関係諸機関との連携を密にし、客観的な情報・指導助言を積極的に収集・活用することとする。

- (1) 組織的なアセスメントや細やかな保護者・本人との面談をもとに、支援を要する幼児児童生徒個々の教育的ニーズに応じた具体的な指導・支援策を検討し、個々の自立と社会参加を見据えた自立活動の取り入れ方を工夫する。また、計画・実施・評価の過程においては、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成・活用することとする。
- (2) 個に応じた具体的な指導・支援の質・効果を維持・向上させていくためにも、各学園・学校園所においては、特別支援教育コーディネーターを中心とした組織体制の機能化・充実に努めるとともに、日常的・定期的な部会や研修会をととしてすべての教員の資質・能力の向上を図る。
- (3) すべての学校園所において、教育相談を重視した就・修学指導や進路指導の充実に努める。
特に就学指導については、市教育支援委員会の方針や確認事項を踏まえつつ、支援を要する幼児児童生徒個々の学びの場や支援内容を適切に検討・判断していくことができるよう、各支部・学校園所内委員会の体制整備・連携強化を図り、年間を通じて行うものとする。

(4) 特別支援教育に関する理解と認識を深めるため、機会をとらえ、保護者や地域への啓発に努める。

2 危機管理の徹底

安心安全な学校園所での生活を確保するため、危機管理体制を整備・充実し、教職員の危機意識を高め、安全管理の徹底を図る。

(1) 危機管理の徹底のために自校園所の危機管理マニュアルが緊急時に機能するよう繰り返し見直し、実効性あるものに整備する。また、適切に組織的対応ができるよう訓練を伴った指導の徹底を図る。

(交通事故・アレルギー・感染症)

(2) いじめ問題、虐待、体罰や様々なハラスメント等に対しては、教職員の研修にとどまらず、万一事象が発生した場合には、組織的かつ迅速に対応できるよう報告・連絡・相談体制の確立を図る。なお、いじめの未然防止・早期発見に関わり、単独設置を原則とするいじめ防止等組織による会議を定例化し、情報収集等が的確に行われるよう格段の配慮を図る。(情報通信ネットワークを介した誹謗中傷やいじめも含む)

(3) 文書の紛失や個人情報の流出を防ぐために、各校で定めている文書取扱規程に基づいた処理をするとともに、表簿等の取扱いや可搬記憶媒体の管理を徹底する。

(4) 地域やPTA(保護者会)・関係機関等との連携を図り、特に、通園・通学時の幼児児童生徒が交通事故や犯罪に遭わぬよう安全指導・安全管理を徹底する。

3 教職員が子どもと向き合える環境づくりの推進

国・府の教職員の働き方改革の取組方針等を踏まえ、学校園所における業務改善の促進を図る。

(1) 「教職員の働き方改革実行計画」を推進し、教師が自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職員人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにする。

(2) 教職員のメンタルヘルス対策、校務支援システム・ICT機器の活用、部活動指導員の有効活用等、教職員の負担を軽減する取組みの推進に努める。

(3) 「京都式チーム学校」をより良く機能させるために、多様な専門性を有する人材の活用や学校体制の強化を図り、学校の業務改善の取組み・教職員の負担軽減対策を推進する。

就学前の子どもの教育・保育環境の充実

1 就学前教育全般

こども園・保育所は就学前教育の中核を担うそれぞれの役割と機能を自覚し、乳幼児期の特性及び発達の過程、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針に基づく適切な教育課程や保育課程を組織的に編成してきめ細かな教育及び保育を進める。

また、こども園・保育所は、「京丹後市の学校教育改革構想」に基づく保幼小中一貫教育を充実させていくための重要な土台づくりの時期であることを再度確認し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針で示す乳幼児教育・保育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに

育ってほしい姿」の育成・実現を目指す教育及び保育を意図的・計画的に行う。

- (1) 「京丹後市保幼小中一貫教育推進基本計画」にある「各期の指導目標」を活用しながら、乳幼児の発達過程に応じた生活や遊びをとおして、「健康」・「人間関係」・「環境」・「言葉」・「表現」の充実を図る。
- (2) 地域の自然や人々との豊かな関わりを積極的に構成し、身体的感覚と感動を伴う多様な体験を積み上げる。
- (3) 就学前教育と小学校教育の円滑な接続及び一貫性・連続性ある教育・保育の充実を図るため、各学園内の園所(私立含む)・小学校間の情報共有や交流、合同研修に積極的に取り組む。
- (4) 支援を要する乳幼児に対し、早期から適切な支援が受けられるよう支援体制と支援システムを整え、保護者や関係機関、小学校との連携に努める。
- (5) 安心して子育てのできる拠点づくりや子育て支援を推進するとともに、保護者や関係機関との連携を深めることで、家庭における養育力や教育力を高め、基本的な生活習慣の定着や道徳性・社会性の芽生えを培う。

教職員の使命と責任

教職員は教育公務員として公教育に課せられた使命と責任を自覚し、心身の健康管理と不断の研鑽に努め、豊かな人間性、広い社会性及び高い専門性を基盤とした実践的指導力の向上を図り、学校教育・幼児教育・保育に寄せられた期待に応えるよう努めなければならない。

- 1 人間の成長や発達についての深い理解と幼児児童生徒に対する教育・保育的愛情と熱意をもった指導に努める。
- 2 広く社会と関わり、地域の状況を的確に把握することに努め、地域や保護者との信頼関係を確立するとともに、自己の人間性を一層磨くよう努める。
- 3 豊かな識見と専門性に基づいた確かな指導力と自ら学び続ける意欲をもち、教職員人事評価制度の活用などをとおして自己の資質能力の向上に努めるとともに、自校園所の教育・保育目標達成に努める。
- 4 京都府教育委員会が示している「求められる京都府の教員像」「京都府教員等の資質能力の向上に関する指標」を目安とし、教員のライフステージに応じたキャリアアップを図る。
- 5 意欲的な自己研修を基盤として、京都府総合教育センターや本市などが行う各種公的研修への参加はもとより、自校でのOJT等にも積極的に取り組む中で、指導力等の向上に努める。特に、中堅教員は教育活動の中心としての自覚をもち、力量の向上を目指す。
- 6 京丹後市の教育課題に対する理解を一層深めるとともに、学園を単位として、学校園所が協働し、就学前から中学校卒業までの系統的で一貫した教育・保育を目指した教職員の交流や合同研修等を積極的に進める。

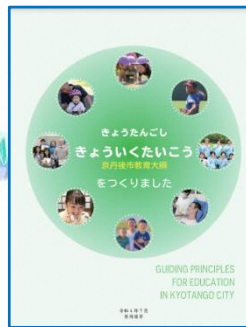


京丹後市の保幼小中一貫教育(イメージ図)

～子どもたちの育ちと指導の一貫性を目指した教育を進めます～



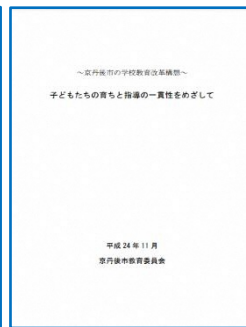
京丹後市教育委員会等作成資料一覧



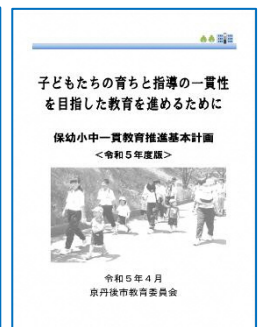
京丹後市教育大綱
(令和4年7月)



京丹後市教育振興計画
(令和2年度改定版)



京丹後市学校教育改革構想
(平成24年11月)



保幼小中一貫教育基本計画
(令和5年度版)

